

別紙

平成27年4月23日

平成27年4月23日

魚沼漁業協同組合 代表理事組合長 様  
 湯沢町 産業観光課長 様  
 南魚沼市 農林課長 様

新潟県農林水産部水産課長

水産物の放射性物質の検査結果（4月23日検査分）

単位：ベクレル/kg

南魚沼地域で生産された水産物（淡水魚）の放射性物質の検査について

本日実施した標記の検査結果については別紙のとおりです。

担当 内水面係 樋口  
 電話 025-280-5315  
 ファクス 025-283-0361

	品目	採取場所	放射性セシウム			【参考】放射性ヨウ素 ヨウ素131
			セシウム134	セシウム137	計	
1	養殖イワナ (可食部)	新潟県湯沢町	検出されず (4.5未満)	検出されず (4.7未満)	検出されず (9.2未満)	検出されず (4.9未満)
2	養殖イワナ (内臓)	新潟県湯沢町	検出されず (3.8未満)	検出されず (4.2未満)	検出されず (8.0未満)	検出されず (4.9未満)
3	養殖ヤマメ (可食部)	新潟県湯沢町	検出されず (4.8未満)	検出されず (4.0未満)	検出されず (8.8未満)	検出されず (4.8未満)
4	養殖ヤマメ (内臓)	新潟県湯沢町	検出されず (4.3未満)	検出されず (4.3未満)	検出されず (8.6未満)	検出されず (4.8未満)
食品衛生法の規格基準（一般食品）					100	基準なし

注 カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値※です。

表中参考の「検出されず」という標記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性ヨウ素が検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは・・・測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。